

事業者排出量削減報告書

|   |  |   |                |                |                |               |
|---|--|---|----------------|----------------|----------------|---------------|
| (宛先) 京都府知事                                    |  | 平成31年 7月 22日  |                |                |                |               |
| 報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 |  | 報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）<br>日本たばこ産業株式会社<br>代表取締役社長 寺島 正道<br>電話03-3582-3111  |                |                |                |               |
| 主たる業種   | たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）   |   |                |                | 細分類番号          | 1   0   5   1 |
| 事業者の区分  | 京都府地球温暖化対策条例施行規則   | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号<br><input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号<br><input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号   |                |                |                |               |
| 計画期間  | 平成29年 4月から平成32年 3月まで   |   |                |                |                |               |
| 基本方針  | たばこ製品工場における百万本あたり排出量を2012年度に1995年度比で12%削減、2020年度に1995年度比で15%削減を目指す。また2030年度に基準年2015年比で31%目指す。  |   |                |                |                |               |
| 計画を推進するための体制                                  | CSR担当副社長が「環境管理統括者」として環境マネジメントを統括し、また各部門長が「環境管理責任者」として所管部門およびグループ会社における環境マネジメントを推進することで、グループ全体が一丸となって取り組む体制を構築している。CSR推進委員会では、JTグループ環境行動計画の策定・進捗状況管理、マネジメントの実施状況や諸施策の審議を行うことで、各部門およびグループ全体の環境マネジメントの推進を図っている。 |   |                |                |                |               |
| 温室効果ガスの排出の量                                   | 温室効果ガスの排出の量  | 基準年度<br>(26~28)年度   | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率           |
|   | 事業活動に伴う排出の量  | 30,206.0 トン   | 27,448.3 トン    | 27,854.9 トン    |                | -8.5 パーセント    |
|   | 評価の対象となる排出の量   | 29,670.2 トン   | 27,448.3 トン    | 27,854.9 トン    |                | -6.8 パーセント    |
|   | 実績に対する自己評価<br>30年度については、生産数量減(昨年比6%)の影響と、ガス発電機稼働変更のため、排出量減となった。  |   |                |                |                |               |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等                             | 事業の用に供する建築物の用途   | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 増減率           |
|   | 工場   | 7.36  | 7.95           | 8.55           |                | 12.09 パーセント   |
|   | 事業活動に伴う排出の量<br>(生産数量:千万本)  |   |                |                |                | パーセント         |
|   | 実績に対する自己評価<br>コンプレッサー故障、排ガスボイラー故障の影響のため、製造数量に見合った削減を図ることができなかった。   |   |                |                |                |               |
| 重点的に実施する取組の実施状況                               |  | 基準年度<br>(28)年度  | 第1年度<br>(29)年度 | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考            |
|   |  | 100.0 パーセント   | 100.0 パーセント    | 100.0 パーセント    |                |               |
| 具体的な取組及び措置の内容                                 | (29)年度   | 熱源及び空調負荷の見える化による空調能力の適正化を図り、省エネにつなげた。   |                |                |                |               |
|   | (30)年度   | 空調及び冷凍機の適正管理、ガス発電機の稼働変更を実施し省エネに繋げた。   |                |                |                |               |
|   | (31)年度   |   |                |                |                |               |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置           | 措置の内容  | 特段の措置はなし  |                |                |                |               |
|   | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価   | 通勤経路および方法については、社員からの申請に対し経済合理性等を勘案し「社会一般に通常利用される経路および方法」により決定する。但し、事業所において駐車場の確保が困難な場合は認められない。また、工場は交代制勤務のため、通勤に公共交通機関が使用できない。なお、通勤距離2km未満については交通費の支給はしていない。(自転車・徒歩通勤の推進) |                |                |                |               |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量     | 区分   | 第1年度<br>(29)年度  | 第2年度<br>(30)年度 | 第3年度<br>(31)年度 | 備考             |               |
|   | 森林の保全及び整備によるもの   | トン  | トン             | トン             |                |               |
|   | 地域産木材の利用によるもの  | トン  | トン             | トン             |                |               |
|   | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの  | トン  | トン             | トン             |                |               |
|   | グリーン電力証書等の購入によるもの  | トン  | トン             | トン             |                |               |
|   | 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの   | トン  | トン             | トン             |                |               |
|   | 合計   | 0.0 トン  | 0.0 トン         | 0.0 トン         |                |               |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外で植林/森林保全活動を実施し、国内では現在9か所の「JTの森」を展開し、森を育て守っていく活動を継続している。</li> <li>市民参加型の清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」を展開している。</li> </ul>  |   |                |                |                |               |
| 特記事項  |  |   |                |                |                |               |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。